

豊川市電子入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊川市契約規則（昭和45年豊川市規則第15号。以下「契約規則」という。）、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）利用規約（以下「利用規約」という。）及び豊川市制限付一般競争入札要領の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 本要領は、電子入札において豊川市制限付一般競争入札要領及び豊川市建設工事等指名業者選定要綱に優先する。ただし、この要領に定めのない事項は、豊川市制限付一般競争入札要領及び豊川市建設工事等指名業者選定要綱の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム（CALS／EC）

あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から発注見通しの公表から指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）をいう。

(2) 電子入札サブシステム

電子調達システムを構成する各システムのうち、指名通知から入札・開札及び落札者決定までの手続を処理するシステムをいう。

(3) 電子入札

電子入札サブシステムを利用して行う入札・開札等の手続をいう。

(4) 紙入札

電子入札サブシステムを利用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。

(5) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」

という。)が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(6) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書をいう。

(7) 契約担当者

市長又はその委任を受けて契約の締結をする者をいう。

(8) 開札場所

開札に使用するパソコンが設置されている事務室、会議室等をいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札を実施する入札方式は、次の表に掲げるとおりとする。

電子入札の対象案件	入札方式
建設工事（別表第1）	(1) 制限付き一般競争入札 (2) 指名競争入札
設計、測量、建設コンサルタント等業務（別表第2）	(1) 指名競争入札

2 電子入札の対象案件は、豊川市入札等審査委員会及び豊川市入札等審査委員会専門部会が決定し、前項の入札方式で実施する。

(電子調達システムの利用)

第5条 電子調達システムを利用できる者は、次の各号のとおりとする。

(1) 電子入札の参加者

電子調達システムを利用できる者は、豊川市競争入札参加資格を有し、特定認証局が発行したICカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

(2) 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体は、代表構成員を除く全ての構成員は代表構成員への委任状を提出し、単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者名義のICカードで、特定建設工事共同企業体名により電子入札に参加するものとする。

(3) ICカードを不正使用等した場合の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用等した場合は、次のような取扱い

ができるものとする。なお、ＩＣカードの不正使用等とは、他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

ア 開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件への入札参加資格取消。ただし、既に入札済みのものは、その入札を無効とする。

イ 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定取消

ウ 契約締結後に不正使用等が判明した場合

契約解除

(申請書等の提出)

第 6 条 競争参加資格確認（「申請書」という。）及び添付資料の提出方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 申請書の提出方法

入札参加者は、申請書の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付したうえで、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

(2) 添付資料

入札参加者は、競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を電子入札サブシステムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとする。この場合、資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用アプリケーション名	ファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	doc 又は docx 形式
Excel (Microsoft Corp.)	xls 又は xlsx 形式
その他	PDF (Acrobat6 以下) 画像ファイル (JPEG、TIFF 又は GIF 形式) 圧縮ファイル (Lzh、Zip 又は Cab 形式、 ただし、自己解凍形式 (EXE 形式) は、認めない。)

(3) 郵送又は持参での資料の提出

入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が1メガバイトを超える場合は、紙媒体で郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(4) ウィルス対策

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入のうえ、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、添付された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

(5) 申請書等の受付締切日時の変更

契約担当者は、都合により申請書等の受付締切日時を変更する場合は、申請書等を提出した者に対し、電話、ファクシミリ等により連絡するとともに、必要に応じて市ホームページ等において公表するものとする。

(6) 競争参加資格確認通知書の発行

申請書の提出後、電子入札サブシステムにより競争参加資格確認通知書が資格有りが発行されるが、これは一般競争入札の参加申込みを受け付けたと読み替えるものとする。

(入札書の提出)

第7条 入札書の提出方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 入札書の提出方法

入札参加者は、入札書の受付開始日時から受付締切日時までに、入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付したうえで、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

(2) 入札書受付締切日時

電子入札の入札書の受付締切日時は、入札公告又は通知書等に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に時間がかかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

(3) 再度入札

契約規則第 21 条の 2 に規定する再度入札の入札書の受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定した日時とする。また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

(工事費積算内訳書の提出)

第 8 条 工事費積算内訳書の提出方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 工事費積算内訳書の添付

工事費積算内訳書の提出が必要な案件では、原則として指定する様式で電子入札サブシステムの添付機能を利用して、電子ファイルにより入札書提出時に添付するものとする。また、工事費積算内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、第 6 条第 2 号に準ずるものとする。

(2) ウィルス対策

ウィルス対策については、第 7 条第 5 号に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第 9 条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願（様式第 1 号）を提出し、紙入札審査結果通知書（様式第 2 号）により契約担当者の承諾を得た場合に限るものとする。ただし、指名通知等であらかじめ紙入札での参加が認められた者は、紙入札参加承認願を提出することなく、紙入札での参加ができるものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) IC カードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) IC カードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(3) パソコン等のシステム障害

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特別と認めた場合

3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 入札書

紙入札書（様式第 3 号）を使用する。

(2) 工事費積算内訳書

工事費積算内訳書の提出を要する案件については、紙入札書と共に紙媒体の工事費積算内訳書を提出する。

(3) 締切日時

ア 紙申請書等の受付締切日時

電子入札における申請書等の受付締切日時と同一とする。

イ 紙入札書の受付締切日時

電子入札における入札書の受付締切日時と同一とする。

（入札の辞退）

第 10 条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札サブシステムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加申込書を提出し、承諾を得た場合に限り、紙媒体による入札辞退届を提出することができるものとする。

（入札の錯誤）

第 11 条 入札参加者が、入札金額その他の事項において錯誤がある旨を申し出た場合は、次に掲げる取扱いとする。

(1) 開札執行前に申し出た場合にあっては、入札参加者より直ちに入札書錯誤届（様式第 4 号）の提出を受け、電子調達システムにより当該入札参加者の入札を無効とする。

(2) 開札執行中又は執行以後に申し出た場合にあっては、当該入札参加者の入札に錯誤があったとしても、申出は認めないものとする。

（入札参加資格の失効）

第 12 条 開札日までに指名停止の処分を受けた者は、入札参加資格を失う。

また、共同企業体の構成員が指名停止の処分を受けた場合は、当該共同企業体も入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を送信していた場合は、無効とする。

（開札）

第 13 条 契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うも

のとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子入札サブシステムに登録した後に開札を行うものとする。なお、特定建設工事共同企業体の紙入札において、電子入札サブシステムが特定建設工事共同企業体名の入力に未対応の間は、代表構成員名で登録するものとする。

- 2 入札参加者は、開札への立会を希望する場合は、立会うことができるものとする。
- 3 契約担当者は、電子入札の開札の執行において、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- 4 契約担当者は、開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじによって落札者を決定するものとする。この場合、くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に、電子入札サブシステムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定する。

(入札の無効)

第14条 次のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 契約規則第11条に規定する事項
- (2) 豊川市入札心得書（工事・委託）第16条に規定する事項
- (3) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- (4) 電子署名及び電子証明書のない入札
- (5) 同一案件において、電子入札及び紙入札による入札書の提出をした入札
- (6) 特定建設工事共同企業体において、代表者名義のICカードによらない入札
- (7) 特定建設工事共同企業体において、特定建設工事共同企業体名のない入札又は特定建設工事共同企業体名の異なる入札
- (8) 工事費積算内訳書の提出が必要な案件において、工事費積算内訳書の提出のない入札、工事費積算内訳書に記載のない入札又は工事費積算内訳書の記載に重大な錯誤がある入札

(資格確認)

第15条 一般競争入札においては、開札後、最低価格提示者から順に入札参加資格の確認を行い、当該資格が確認できるまで行うものとする。なお、同

価の入札をした者が2者以上あった場合は、同時に資格確認を行うものとする。

2 前項に規定する資格確認は、入札書、工事費積算内訳書及び申請書により行うものとする。ただし、必要に応じて、別途資料を求めることができるものとする。

3 前2項に規定する資格確認は、原則として開札日の翌日（その日が土曜日、日曜日、又は祝日の場合はその翌日）までに行うものとする。

4 第1項及び第2項に規定する資格確認の結果、入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者と決定し、落札決定した旨を通知するものとする。

（責任範囲）

第16条 電子入札において、申請書、入札（見積）書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申請書、入札（見積）書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

（障害発生時の対応）

第17条 契約担当者は、電子入札に利用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子入札サブシステムの利用ができなくなった場合は、次に定めるところにより対応する。

(1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合は、必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合は、紙入札に変更し、入札参加者に電話、ファクシミリ等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の送受信が完了している場合、それらの書類は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は、要しない。既に送信された入札書がある場合は、開札せずに無効とし、改めて紙入札書（様式第3号）を提出させる。

（委任）

第 18 条 この要領に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要領の施行の日前においても、この要領に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

建設工事

	業 種		業 種
1	土木工事業	1 6	ガラス工事業
2	建築工事業	1 7	塗装工事業
3	大工工事業	1 8	防水工事業
4	左官工事業	1 9	内装仕上工事業
5	とび・土工工事業	2 0	機械器具設置工事業
6	石工事業	2 1	熱絶縁工事業
7	屋根工事業	2 2	電気通信工事業
8	電気工事業	2 3	造園工事業
9	管工事業	2 4	さく井工事業
1 0	タイル・レンガ・ブロック工事業	2 5	建具工事業
1 1	鋼構造物工事業	2 6	水道施設工事業
1 2	鉄筋工事業	2 7	消防施設工事業
1 3	ほ装工事業	2 8	清掃施設工事業
1 4	しゅんせつ工事業	2 9	解体工事業
1 5	板金工事業		

別表第 2

設計・測量・建設コンサルタント等業務

	業 種		業 種
1	建築設計	1 2	水産土木
2	設備設計	1 3	造園
3	一般測量	1 4	都市計画及び地方計画
4	航空写真測量	1 5	土質及び基礎
5	河川、砂防及び海岸	1 6	鋼構造及びコンクリート
6	港湾及び空港	1 7	建設環境
7	道路	1 8	地質調査
8	上水道及び工業用水道	1 9	土地調査
9	下水道	2 0	土地評価
1 0	農業土木	2 1	物件調査
1 1	森林土木	2 2	事業損失

(様式第 1 号)

紙入札参加承認願

年 月 日

豊 川 市 長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

下記の案件について、電子入札サブシステムを使用して入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	
3	電子入札で参加 できない理由	該当の□にチェックしてください。 ☐ I C カードの登録内容変更のため、再取得の手段中 ☐ I C カードの破損等のため、再取得の手段中 ☐ その他 理由 ()

※設計、測量、建設コンサルタント等業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

(様式第 2 号)

紙入札審査結果通知書

年 月 日

様

豊 川 市 長 (氏 名) 印

年 月 日付けで紙入札参加承認願を提出されました、下記の
案件への審査結果を通知します。

記

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	
3	審 査 結 果	紙入札での参加を
		1 承認する 提出場所 2 承認しない 理由

※設計、測量、建設コンサルタント等業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

(様式第 3 号)

入 札 書

年 月 日

豊 川 市 長 殿

所 在 地

入札者 商号又は名称

代表者氏名

下記のとおり入札します。

記

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
工事名									
路線等の名称									
工事場所									

くじ番号	
------	--

※ 3 桁までの数字を記入すること

(様式第4号)

入札書錯誤届

年 月 日

豊川市長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

次の入札案件の入札書について錯誤がありましたので、入札書を無効としていただきますようお願いいたします。

なお、本案件の入札に以後参加できないことについて、異議申立は行いません。

記

1. 案件名称

2. 開札日時 年 月 日 午後・午後 時 分

3. 錯誤理由

※ 本届は開札予定日時までに入札執行担当部署へ届けてください。